

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産…取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの…再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの…取得原価

取得原価が判明していないもの…再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産…取得原価

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券…償却原価法（定額法）

② 満期保有目的有価証券以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの…会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの…取得原価又は償却原価法（定額法）

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの…会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの…出資金額

(3) 棚卸資産評価基準及び評価方法

貯蔵品…先入先出法による原価法

ただし、一部の連結対象団体においては、最終仕入原価法によっています。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）…定額法

ただし、一部の連結対象団体については、法人税法の規定による定率法で計上しています。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

a 事業用資産

建物 9～50 年

工作物 2～60 年

b インフラ資産

建物 10～75 年

工作物 5～60 年

c 物品 2～30 年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）…定額法

なお、ソフトウェアについては、市における利用可能期間（5 年）に基づいています。

③ リース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

過去5年間の平均不納欠損率に基づく徴収不能見込額を計上しています。

ただし、一部の連結対象団体については、法人税法の規定による定率法で計上しています。

③ 退職手当引当金

自己都合による期末要支給額に基づき計上しています。

④ 賞与等引当金

6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

⑤ 損失補償引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っています。

(7) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）。また、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっています。

② 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額が50万円（芸術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても、物品の取扱いに準じています。

2 重要な会計方針の変更等

令和5年度においては、変更ありません。

3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

該当なし。

(2) 組織・機構の大幅な変更

■納税課において、ふるさと納税における新たな方策の立案及び実行するため、ふるさと納税室を新設する。

■マイナンバーカードセンターを廃止する。

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当なし。

(4) 重大な災害等の発生

該当なし。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体名	確定 債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償等 引当金計上額	貸借対照表未計上額	
奈良県信用保証協会	-	-	26,660 千円	26,660 千円
計	-	-	26,660 千円	26,660 千円

(2) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で、損害賠償等の請求を受けている主なものは、次のとおりです。

① 奈良地方裁判所令和5年（ワ）第50号

損害賠償請求事件 50,000 千円

② 奈良地方裁判所令和5年（ワ）第91号

国家賠償請求事件 2,509 千円

③ 東京簡易裁判所令和6年（少コ）第31号

損害賠償請求事件 421 千円

④ 奈良地方裁判所令和6年（ワ）第134号

自衛隊名簿提供違憲訴訟 1,100 千円

5 追加情報

(1) 連結財務書類対象会計

会計名	区分	連結の方法	比例連結の割合
一般財団法人奈良市総合財団	第三セクター	全部連結	－
公益財団法人奈良市生涯学習財団	第三セクター	全部連結	－
株式会社奈良市清美公社	第三セクター	全部連結	－
奈良市市街地開発株式会社	第三セクター	全部連結	－
奈良県後期高齢者医療広域連合	広域連合	比例連結	25.7%
奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合	一部事務組合	比例連結	20.1%
山辺環境衛生組合	一部事務組合	比例連結	57.3%
奈良県市町村総合事務組合	一部事務組合	比例連結	2.6%

- ① 一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。
- ② 第三セクター等は、出資割合等が 50%を超える団体（出資割合等が 50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。）は、全部連結の対象としています。

(2) 出納閉鎖期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間を設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない会計と出納整理期間を設けている会計との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 表示単位未満の取扱い

各項目の金額を表示単位未満で四捨五入しているため、合計金額が一致しない場合があります。